

茨城県立結城特別支援学校の部活動に係る活動方針

※新型コロナウイルス感染防止対策が必要となった場合は、状況に応じた対策を検討する。

1 部活動の基本的な考え

<基本方針>

- 本校中学部、高等部の生徒を対象に生徒の障害の実態や行動特徴、心身の発達段階、理解度及び運動能力等を考慮し、集団活動を通して、人とのかかわる力の基礎を養い、心身の発達や運動機能、技術面、体力面の向上、健康の保持増進、豊かな心の育成等を図る。

<部活動の種類>

- サッカー部、フライングディスク部、喫茶部、文化部の4部活動を置く。

2 適切な運営のための体制整備

<望ましい運営体制の構築>

- 「県運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページでの公表又は紙媒体による保護者への通知を行うこととする。あわせて、各部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。
- 部費の取り扱いについては、月毎の徴収は行わないこととする。ただし、大会参加のためのバス代や用具等がかかった費用については、各部活動の人数に応じた額を、後日徴収する。
- 大会結果等、活動実績についてはホームページで公表する。

<安全で効率的・効果的な活動の推進>

- 体罰根絶の徹底
- 事故の未然防止
 - ・施設、設備の点検を実施し、グラウンドや体育館等の管理を徹底する。
- 教職員全員による心肺蘇生法やAED使用の研修の実施（夏季休業中）

3 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

<部活動の休養日の設定>

- 休養日（基本）火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日の週5日間（祝日も含む）
 - ※休業日に大会に参加する場合を除く。
 - ※長期休業中は実施計画書を作成し実施する。

<部活動の活動時間>

- 活動日時（基本）月曜日と木曜日の週2日間 1時間（15:25～16:20）
 - ※夏季休業中等は最大2時間程度とする。
 - ※個別面談期間や学校行事等で重なる場合は実施しない。

<学校単位で参加する大会等の見直し>

- 参加する大会や練習試合等は、顧問・生徒で精査し、負担軽減を図る。
- 県外の大会参加は原則1大会とし、県内の大会参加は原則年5回までとする。
 - ※作品展の表彰等に参加する場合を除く。

<部活動の朝の活動>

- 原則、実施しない。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

<生徒のニーズを踏まえた環境の整備>

- 地域との連携等において、喫茶部の活動や作品展等の地域における文化活動のための環境整備を進める。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

<顧問の指導者数の調整>

- 各部活動の指導者を2人以上にする。2人以下の場合、管理職に相談し指導者を配置する。

6 課外活動について

- 選抜チームによる練習（駅伝や球技等を含む）については、校長の許可及び保護者の承諾を得ることができれば、課外活動として実施してもよいこととする。その際、実施計画書を作成する。練習開始時刻と練習終了時刻は、部活動の活動時間と同様とする。

7 熱中症事故の防止について

- 環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）の予測値や校内での計測を行ない、値により運動部の活動内容を検討する。
（暑さ指数の実測値が28℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。）
- 活動実施時は、こまめな休憩（15分ごと）をとり、水分・塩分の補給を行う等、生徒の健康管理を徹底する。

8 その他

- 状況に応じた感染症対策を行った上で活動を行う。
- 屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置するとともに、手指の消毒を徹底する。
- 十分な身体的距離を確保しながら活動する。
- 器具や用具等については、消毒できるものは使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。